

致同 Japan Desk 連載コラム

特集テーマ： 日系企業の中国地域統括本部の実務および活用
～日本・香港・中国本土の徹底比較・分析(その1)～

はじめに

近年、北京および上海で持株会社や事業管理会社（以下、「地域統括本部」という）を設立する日本企業が増え、「第2の多国籍地域本部の設立ブーム到来」との声も上がっている。その背景には、上海市をはじめ、北京市・広州市などによる多国籍企業地域本部設立奨励の規定の更新・延長や、設立の奨励が挙げられる。

また、昨今海外子会社の不祥事が日本本社に甚大な影響を与えている中、中国子会社のガバナンスの強化はますます重要になっており、日本本社が中国で地域統括会社を設立し、中国各地にある事業会社の情報収集及びリスク管理を図る意図も伺える。

しかし、日本および香港では、グループ企業の頂点にあるホールディングス会社や持株会社は、持株機能および事業管理機能またはそのいずれかの機能を果たし、グループの事業会社からも認められているのに対して、中国の地域統括会社は苦戦しているのが実情である。

本文は中国の地域統括本部の沿革・法律規定を紹介したうえで、日系企業の地域統括会社が活用されない原因を分析し、対応策を提案することにする。

1. 中国の地域統括会社とは？

地域統括会社(RHQ) Regional Headquarterは、欧州、米州、アジアなどの地域内の現地子会社の事業を統括、調整、支援を行う会社のことをいう。調整、支援は比較的分かりやすいが、「統括」の定義については、会社によって解釈が異なる。

実務上、「統括」と「管理」が一緒になって使われることが多いため、統括会社は現地子会社の事業（ヒト・モノ・カネ）を統括管理しなければならないと認識している人もいれば、現地子会社の株式を保有することにより資本を統括すればよいと思う人もいる。

中国では、グローバル企業の中国子会社の事業を統括管理する会社を「多国籍地域本部」(跨国地域总部)といい、一か国以上において被統括企業に対して管理およびサービス機能を履行する唯一の機構であり、被統括企業の経営決定、資金管理、購買、販売、物流、決済、研究開発、研修等の支援サービスの中で、多数の機能を有する企業であると定義づけられている。

北京をはじめ、上海・広州など多くの主要都市政府は、多国籍地域本部認定を受けた外資系企業に対して、設立奨励金と家賃補助、貿易通関手続きの便利化、外国籍従業員のビザおよび中国籍従業員の戸籍取得手続きの優先など、様々な優遇政策を設けている。

さらに、多国籍地域本部のうち、中国子会社の資本を統括する会社を「投資性公司」という。投資性公司および多国籍地域本部の設立条件を次のように比較する。



対象	項目	投資性公司	多国籍地域本部（北京）
当法人	設立形態	外商独資法人※1	外商独資法人※1 投資性公司、管理性公司等
	最低資本金	なし※2	200万米ドル
(当法人の) 投資法人	総資産	①4億米ドル以上※3	4億米ドル以上 (サービス業の場合3億米ドル以上)
		②特になし※4	
	傘下子会社等※5	①払込資本金1,000万米ドル※3	3社以上+払込済資本金3,000万米ドル または6社以上
		②10社以上+払込済資本金3,000万米ドル※4	

※1 外商独資法人は、その出資の100%が外国投資者によって保有されている中国法人である。

※2 商務部令2015年2号令により、投資性公司の最低資本金（3,000万米ドル）は廃止された。

※3 ①または②のいずれかに該当すれば良いが、総資産①と傘下子会社等①を同時に満たす必要がある。

※4 ①または②のいずれかに該当すれば良いが、総資産②と傘下子会社等②を同時に満たす必要がある。

※5 投資性公司の場合、投資先である中国法人を指し、管理性公司の場合、事業統括をする中国法人を指す。

上表の通り、投資性公司と多国籍地域本部のいずれもハードルが高い。中国政府は外資系企業に厳しいと思う人もいるかもしれないが、中国法人のみの企業グループの頂点にある会社(以下、「集团公司」)にも、資本金5000万RMB(約720万米ドル)以上、傘下子会社等を5社以上、かつ資本金(当該集团公司を含む)合計1億RMB(約1,440万米ドル)以上の条件を設けている。

2. 中国における日系地域統括本部の現状

筆者の調査により、2018年10月末現在、中国で設立された日系投資性公司は150社弱、管理性公司は100社弱ある。そのうち、「資本の統括」と「事業の統括」を名実ともに満足できるレベルで行っている会社は極めて少ない。なぜだろうか？ 筆者は、主に二つの原因があると分析する。

(1) 日本のホールディングス会社と香港の事業統括会社との役割の不明確

アジア地域においては、中国現地法人の株式を保有する日本のホールディングス会社、1990年代に中国現地法人を立ち上げた日本の事業会社または香港統括会社など、多くのグループ会社が重要な役割を果たしてきた。

例えば、日本のホールディングス会社のように、上場会社の発行体として資金調達したり、グループ全体のコンプライアンス遵守の状況をチェックしたりすることで、その運営費用を各現地法人に配賦する意味でマネジメントフィーをとっているケースが多い。それと比較して、政府奨励または企業ブランディングを主たる目的で設立した歴史の浅い中国の地域統括本部は、多くの事業会社に認められていないため、マネジメントフィーをとるビジネスモデルは成功しない。

(2) 行政・税務・外為法制

投資性会社の主たる活動は投資であるため、グループ会社が保有していた中国現地法人の株式を取得し、配当または譲渡することによって事業収益を獲得する取引は日々行われる。

例えば、非上場会社の株式の取得・売却のような取引は、行政規制が少なく、会社法も柔軟である香港の持株会社であれば、株主総会および取締役会の承認を得ていれば、いつでも自由に行えることに対し、中国では外資系企業の株主の変更だけでも、繁雑な行政・外為手続きをクリアする必要があり、場合によっては、多額な税金を納付しなければならないこともある。

次回から、中国地域統括本部の実務問題について紹介し、中国地域本部の必要性および実務の対応策について徹底分析をする。(次号その2へ続く)。





Grant Thornton
致同

下岡 郁

致同会計師事務所（特殊普通パートナー）

日本事業部 運営責任者



Tel : +81 3 5770 8821（直通）

E-mail : iku.shimooka@jp.gt.com

致同会計師事務所（特殊普通パートナー） 日本事業部 お問い合わせ先

◇北京事務所 豊隅 Tel : +86 10 8566 5590 E-mail : toyozumi.kisho@cn.gt.com

◇上海事務所 今井 Tel : +86 21 2322 0230 E-mail : junya.imai@cn.gt.com

◇広州事務所 内川 Tel : +86 20 3896 3111 E-mail : uchikawa.kazunori@cn.gt.com

